電子計算組織の結合についての答申

令和2年7月1日 西東京市個人情報保護審議会

第1 諮問の概要

西東京市立小中学校(全27校)において、主に教職員が利用する業務用アプリケーションとして統合型校務支援システムを新規導入することに伴い、市の電子計算組織と他の電子計算組織を通信回線により結合することについて、西東京市個人情報保護条例(平成13年西東京市条例第13号。以下「条例」という。)第12条第1項ただし書の規定により審議会の承認を得たい旨の諮問が教育長からあった。

第2 審議会の結論

審議会は、統合型校務支援システムの導入に伴う市の電子計算組織と他の電子計算組織を通信回線により結合することについて、個人情報の保護に必要な安全措置が講じられているものとして、条例第12条第1項ただし書の規定により承認する。

第3 審議会の判断理由

審議会は、統合型校務支援システムの導入に伴う電子計算組織の結合に関して、説明を求め、審議し、次のとおり判断した。

(1) 技術的セキュリティ対策

実施機関からは、以下のとおり対策が施されているとの説明があった。

ア 統合型校務支援システムについて

(ア)システム事業者選定条件

情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) の基準を満たす認証、ISO27001/ISMS 認証及びプライバシーマークの認証 (JISQ15001) の取得を条件とするとともに、守秘義務、目的外使用の禁止、受託者以外のものへの提供禁止、複写及び複製の禁止、再委託の禁止、作業従事者の特定、業務範囲の特定並びに事故報告義務についても規定した上で、プロポーザル競技により選定する。

(イ)システム用サーバ等の設置場所の条件 堅牢なデータセンターに格納され、24 時間 365 日のサービス稼働が保証されていること。

(ウ)接続制限

統合型校務支援システムに接続する場合は、学校ネットワークシステムに事前に定められた手続に従って登録された者に限るものとする。

(エ) 統合型校務支援システムを利用可能な端末について 西東京市立小中学校に在籍する教職員が利用する端末については、 ICカードによる認証を経て、学校ネットワークを利用できるよう、ネットワークシステムが構築されている。また、統合型校務支援システムによって作成されるデータについては、端末に保存されず学校ネットワークを経由し、外部データセンターの統合型校務支援システムサーバに保存する予定である。

(オ) 統合型校務支援システムによる対策

統合型校務支援システムにおいて、ID及びパスワードによって個人の認証を実施しつつ、教職員等及び西東京市教育委員会事務局職員の所属、役職、職務の属性に応じて、機能、データの閲覧等に対してアクセス制限を行うものとする。

イ 外部データセンターについて

- (ア) 外部データセンターに求める施設設備の条件については、プロポーザル競技の公募時に要求する内容を設定して募集することが可能であり、自庁舎内に機器を設置しシステムを構築するよりも条件的にはレベルの高いものにすることを想定している。
- (イ)外部データセンターでは、監視カメラ等によるサーバ室の入退管理・監視機能により、セキュリティ対策についても、オンプレ型に 比して高いレベルが実現できることを想定している。
- (ウ) 外部データセンターと学校ネットワーク間を結ぶデータ通信用回線は、セキュリティを確保した仮想専用ネットワーク (VPN) を指定することで他の外部ネットワーク (インターネット) とは論理的に分離し、セキュリティを担保することを想定している。
- (2) 人的セキュリティ対策

実施機関からは、以下のとおり対策が施されているとの説明があった。

ア 毎月の運用状況等の報告の実施

システムの運用手順書の作成・提出、システム利用状況及びサーバ等の 稼働状況月次報告書の作成・提出により運用状況等を確認する。

イ 教職員等への研修

各端末のアクセスログ(操作記録)を取得していることを教職員等に周知し、情報セキュリティに対して高い意識を持ち続けるよう注意喚起等を行うものとし、また、各校の校長、副校長及び情報教育担当教員を対象に必要に応じて、西東京市情報政策専門員による情報セキュリティ研修の受講を課しつつ、同研修を元にした校内研修を各校で実施する。

本審議会としては、上記の実施機関からの説明により、統合型校務支援システム及び通信回線に係る個人情報の保護のための安全措置に関し、平成20年前後から他自治体においても導入実績があることを加味した上で、必

要とされる対策が講じられることとなると判断した。

第4 附带意見

本答申を出すに当たり、市に対して次の意見を申し添える。

人的セキュリティ対策として、教職員等への研修を実施すると実施機関から 説明があった。情報漏えいの原因は、その団体特有の原因が存在するが、外部 講師による研修は、どうしても抽象的な内容の研修となってしまう。

今回、統合型校務支援システムに登録する児童・生徒の情報は、非常にセンシティブなものが多く、流出等した場合の被害は甚大なものとなる。

したがって、研修を実施する際は、セキュリティの重要性等の一般論に留まる内容だけではなく、市役所及び教育委員会で発生した実際の事例を用いた具体的な研修を行い、統合型校務支援システムを扱う教職員等に対するインシデント防止策を徹底するよう求める。

第5 審議経過

審議会の開催日	内容
令和2年5月28日	諮問及び審議
令和2年7月1日	答申

以上